

電気通信紛争処理委員会運営規程新旧対照表

○電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指名の欠格）</p> <p>第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当する ときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法 （昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）<u>第一百五十四条</u> 第三項（法第五十六条第一項及び第二項、<u>第一百五十七条第二項及び</u> <u>第一百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）</u> <u>第二十七条の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十</u> <u>二号）第四百二十二条第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定す るあつせん委員又は法第五十五条第二項（法第五十六条第一項及 び第二項、<u>第一百五十七条第四項及び第一百五十七条の二第四項、電波法</u> <u>第二十七条の三十八条第五項並びに放送法第四百二十二条第四項</u>におい て準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（あつせんをしない場合の通知）</p> <p>第四条 委員会は、<u>法第五十四条第二項（法第五十六条第一項及び</u> <u>第二項、第一百五十七条第二項及び第一百五十七条の二第二項、電波法第</u> <u>二十七条の三十八第三項並びに放送法第四百二十二条第二項</u>において準 用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたとき</p>	<p>（指名の欠格）</p> <p>第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当する ときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法 （昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）<u>第一百五十四条</u> 第三項（法第五十六条第一項及び第二項、<u>第一百五十七条第二項及び</u> <u>第一百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）</u> <u>第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十</u> <u>二号）第四百二十二条第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定す るあつせん委員又は法第五十五条第二項（法第五十六条第一項及 び第二項、<u>第一百五十七条第四項及び第一百五十七条の二第四項、電波法</u> <u>第二十七条の三十五条第四項並びに放送法第四百二十二条第四項</u>におい て準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（あつせんをしない場合の通知）</p> <p>第四条 委員会は、<u>法第五十四条第二項（法第五十六条第一項及び</u> <u>第二項、第一百五十七条第二項及び第一百五十七条の二第二項、電波法第</u> <u>二十七条の三十五第二項並びに放送法第四百二十二条第二項</u>において準 用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたとき</p>

<p>は、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>(委員等に関する事実の開示)</p> <p>第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十五條第三項（法第百五十六條第一項及び第二項、第百五十七條第四項及び第百五十七條の二第四項、電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第百四十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>は、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>(委員等に関する事実の開示)</p> <p>第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十五條第三項（法第百五十六條第一項及び第二項、第百五十七條第四項及び第百五十七條の二第四項、電波法第二十七條の三十五第四項並びに放送法第百四十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則</p>	

この決定は、決定の日から施行する。